

別紙 1

建設工事：市内に主たる営業所を有する場合

入札参加資格審査申請事項を変更するときは、変更届（様式第 2 4 号）を提出してください。提出の際は、「建設工事」を○で囲ってください。ただし、鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（TCAS）で変更される場合には変更届（様式第 2 4 号）は不要です。

以下に、変更内容毎に必要な添付書類及び調書等を記載します。その他の内容の場合は、別途ご相談ください。

【変更内容】 （○：添付が必要な書類 △：状況に応じて添付が必要な書類）

（1）代表者及び商号又は名称の変更

○登記簿謄本又は登記事項証明書の写し ※申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの
△使用印鑑に変更がある場合は、使用印鑑届

（2）所在地の変更

○登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
※ 変更届に郵便番号、小・中学校区を記載してください。

（3）連絡先（電話番号、ファックス番号、E-mail）の変更

添付書類は不要です。

（4）建設業許可の変更及び廃止

○建設業許可通知書もしくは変更届・廃業届の写し
※ 建設業許可の更新の場合は変更届の提出は必要ありませんが、更新後の許可通知書の写しを 1 部提出してください。
なお、工種の追加を希望するときは、告示に定める提出期間内に参加資格審査申請書を提出してください。

（5）技術職員の採用、退職、資格の変更及び専任技術者等の変更

○申請（変更届）時に提出の職員調書（様式第 4 号）に変更内容を記載し、備考欄に「追加」「削除」「変更」等を記載してください。
△技術者要件に関する調書（鳥取市様式第 5 ～ 9 号）に記載された技術者の変更があった場合は、それぞれの調書も併せて提出してください。
△技術職員の追加の場合、職員が有する資格等を証する書類の写し及び雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写し
△資格の追加の場合は、職員が有する資格等を証する書類の写し
△職員の住所が変更になった場合は、市内から市外（または逆）に変更になった場合にのみ変更届を提出してください。

（6）障害者の雇用の促進に関する調書の内容変更

○障害者の雇用の促進に関する調書（鳥取市様式第 1 2 号）

（7）会社の業態に関する調書の内容変更

○会社の業態に関する調書（鳥取市様式第 1 3 号）

（8）特殊工事に係る職員の変更

○職員調書（鳥取市様式第 1 9 号）、職員写真（鳥取市様式第 2 0 号）
△職員の追加の場合は、職員が有する資格等を証する書類の写し及び雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写し

(9) 特殊工事に係る機械設備等の変更

○機械設備等調書（鳥取市様式第21号）、機械設備等写真（鳥取市様式第22号）

△機械設備等の追加（更新）の場合は、追加（更新）する機械設備等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写し

※ 機械設備の削除の場合は、入札参加資格の喪失となりますのでご注意ください。

(10) 経営事項審査に係る結果通知書について

経営事項審査に係る結果が通知された場合は、提出済の経営事項審査有効期限満了日までに結果通知書の写しを提出してください。

有効期限満了日までに結果通知書が届かない場合は、受付された経営事項審査申請書の申請者と審査を受けた工種が確認できるページの写しを有効期限満了日までに提出してください。

この場合、変更届（様式第24号）の提出は不要です。経営事項審査結果通知書写しまたは審査申請書の写しのみを提出してください。

なお、経営事項審査を受けていない場合は、提出済の経営事項審査有効期限満了日で入札参加資格を喪失しますので、入札参加資格取下げ届の提出をお願いします。

また、入札参加資格を有する工種の一部について経営事項審査を受けなかった場合は、新しい経営事項審査結果通知書の写しまたは受付された経営事項審査申請書の写しを添付して変更届（資格の取下げ）の提出をお願いします。

《参考》

建設工事入札参加資格者格付要綱の一部改正について

平成24年11月1日付で建設工事入札参加資格者格付要綱の一部を改正し、変更届の提出遅延による総合点数の減点を新設しています。

入札参加資格の認定日から次回定期申請基準日までの有資格期間中に入札参加資格、格付、契約業務等に影響する変更届けの提出遅延等が発生した場合、次回の入札参加資格認定の際の格付総合点数から次のとおり減点します。

ア 提出遅延が1回目（1ヶ月を超えて3ヶ月未満）の場合 0点

イ 提出遅延が1回目（3ヶ月以上）の場合 5点

ウ 提出遅延が2回目以降の場合

2回目以降の遅延1回につき5点をア又はイの点数に加算した点

エ 変更届の未提出を確認した場合 10点

※減点の対象となる具体例

入札参加資格	○建設業許可の取消し（廃業）もしくは経営事項審査の未更新による入札参加資格の一部変更（取下げ） ○特殊工事における機械要件を満たさなくなる場合の変更（取下げ）
格付	○技術者要件に関する調書（鳥取市様式第5～9号）に記載した者の退職等に伴う変更
契約業務	○代表者、商号又は名称、本社住所等の契約に関する項目の変更